

# 姫路市立地適正化計画

## 都市再生特別措置法に基づく届出の手引き

■改正都市再生特別措置法が平成30年7月15日に施行されます。施行後は、都市機能誘導区域内における都市機能増進施設を休止又は廃止する場合、新たに届出義務が発生します。届出に関する詳細な内容は以下のとおりです。

【都市機能誘導区域内における休廃止届出早見表】

○:届出必要  
×:届出不要

建築物の用途		商業施設				医療施設			
立地場所		商業床面積 10,000㎡超	商業床面積 1,000㎡超	商業床面積 500㎡超	商業床面積 500㎡以下	3次医療 提供病院	病院	内科又は外科の診 療科目を有する診 療所	左記以外の 診療所
都市機能誘導 区域内	中心 拠点	○	×	×	×	○	○	×	×
	副次 拠点	○	○	×	×	×	○	○	×
	地域生 活拠点	○	○	○	×	×	○	○	×
都市機能誘導区域外		×	×	×	×	×	×	×	×

建築物の用途		金融機能						
立地場所		銀行	信用金庫	労働金庫	商工組合 中央金庫	JAバンク	郵便局	左記以外の金融 施設
都市機能誘導 区域内	中心 拠点	○	○	○	○	×	×	×
	副次 拠点	○	○	×	×	×	×	×
	地域生 活拠点	○	○	×	×	○	○	×
都市機能誘導区域外		×	×	×	×	×	×	×

建築物の用途		教育施設			
立地場所		①医療・福祉系 専門学校 ②高校	文化交流 施設	広域防災 施設	上左記以外の 建築物
都市機能誘 導区域内	中心 拠点	○	○	○	×
	副次 拠点	×	×	×	×
	地域生 活拠点	×	×	×	×
都市機能誘導区域外		×	×	×	×

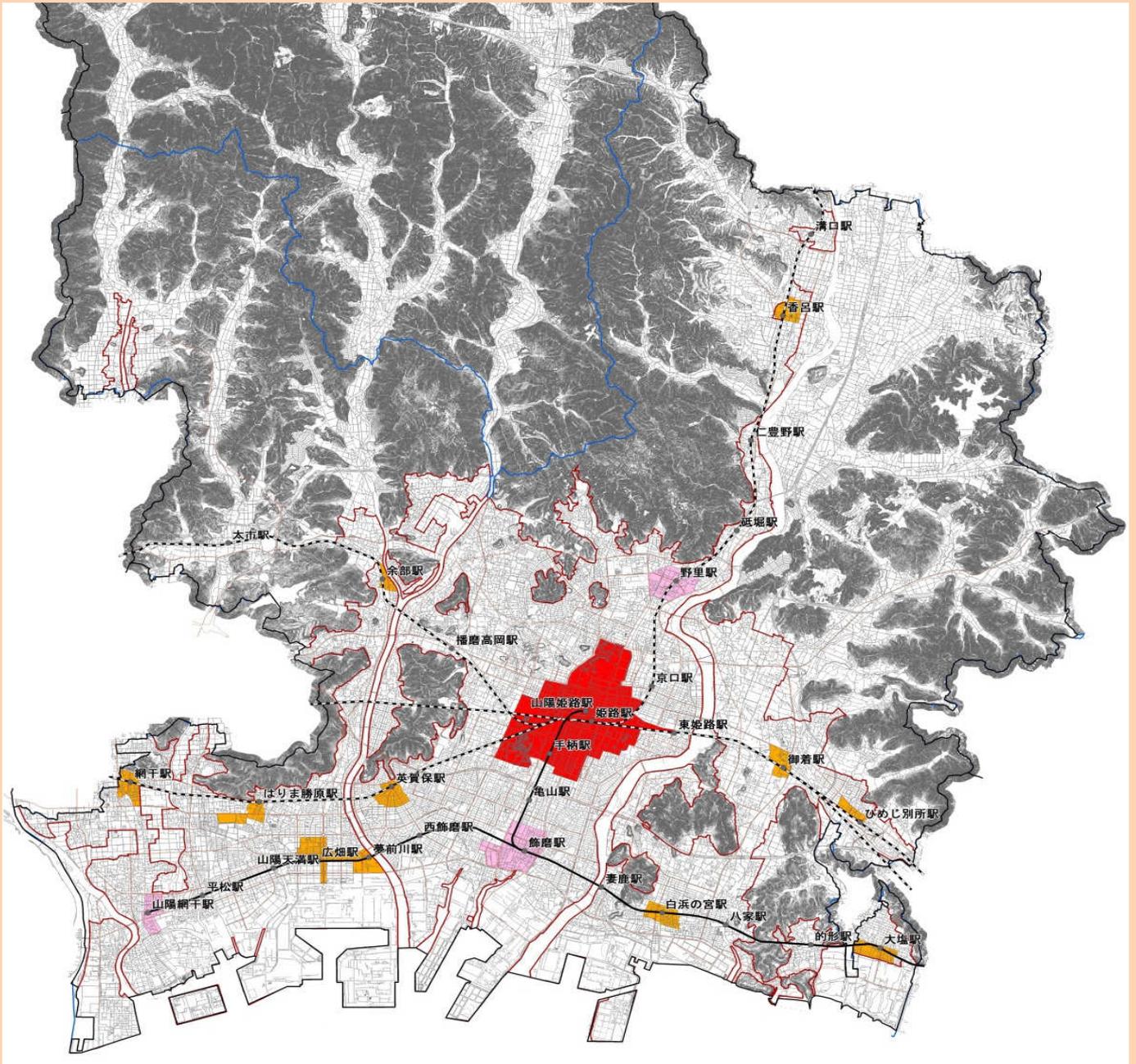
■法施行後、**休止又は廃止**する日から**30日前**までに姫路市長に届出する必要があります。

■届出の様式は市HPに掲載しておりますので、ご利用下さい。

■届出の提出先は、姫路市役所本庁舎5階にある都市計画課にお願いします。

※都市機能誘導区域は、裏面をご覧ください。

# ■ 都市機能誘導区域図



凡例		都市機能誘導区域	
— 姫路市界	— 姫路市界	■ 中心拠点	■ 中心拠点
— 都市計画区域界	— 都市計画区域界	■ 副次拠点	■ 副次拠点
— 市街化区域界	— 市街化区域界	■ 地域生活拠点	■ 地域生活拠点



※都市機能誘導区域は、市HPから地図上で住所検索により確認することができます。